

○ 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）

改 正 案	現 行
（有価証券とみなす権利） 第一条の三の四 法第二条第二項第七号に規定する政令で定める権利は、学校法人等に対する貸付け（次の各号に掲げる要件の全てに該当するものに限る。）に係る債権とする。 一・二 （略） 三 当該貸付けの全部又は一部が次のいずれかに該当すること。 イ 銀行その他の法令の規定により当該貸付けを業として行うことが出来る者（ロにおいて「銀行等」という。）以外の者が行う貸付けであること。 ロ 当該貸付けに係る債権の銀行等（債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）第二条第三項に規定する債権回収会社を含む。）以外の者に対する譲渡が禁止されていないこと。 （取得勧誘において適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合） 第一条の四 法第二条第三項一号に規定する譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合並びに同項第二号イ及び法第二条の二第四項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲	（有価証券とみなす権利） 第一条の三の四 法第二条第二項第七号に規定する政令で定める権利は、学校法人等に対する貸付け（次の各号に掲げる要件のすべてに該当するものに限る。）に係る債権とする。 一・二 （略） （新設） （取得勧誘において適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合） 第一条の四 法第二条第三項一号に規定する譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合並びに同項第二号イ及び法第二条の二第四項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲

げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 (略)

二 新株予約権証券及び新株予約権、新優先出資引受権（資産流動化法に規定する新優先出資引受権をいう。以下同じ。）又は資産流動化法に規定する優先出資証券に転換する権利が付されている有価証券並びに法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうちこれらの有価証券の性質を有するもの（同項第十九号に掲げる有価証券を除く。以下この号、第一条の五の二第二項第二号、第一条の七第二号ロ、第一条の七の四第二号、第一条の八の二第二号、第一条の八の四第三号ロ、第二条の四の二第二号ロ、第二条の六の二第二号ロ及び第二条の十二の三第五号において「新株予約権証券等」という。） 次に掲げるすべての要件に該当する場合イ 当該新株予約権証券等に表示された権利の行使により取得され、引き受けられ、又は転換されることとなる株券の発行者並びに当該株券及び新株予約権証券がそれぞれ前号イ及びロに掲げる要件に該当すること。

ロゝニ (略)

三 (略)

（取得勧誘において特定投資家等以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合等）

第一条の五の二 (略)

2 法第二条第三項第二号ロ(2)に規定する政令で定める場合は、次の

げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 (略)

二 新株予約権証券及び新株予約権、新優先出資引受権（資産流動化法に規定する新優先出資引受権をいう。以下同じ。）又は資産流動化法に規定する優先出資証券に転換する権利が付されている有価証券並びに法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうちこれらの有価証券の性質を有するもの（同項第十九号に掲げる有価証券を除く。以下この号、第一条の五の二第二項第二号、第一条の七第二号ロ、第一条の七の四第二号、第一条の八の二第二号、第一条の八の四第三号ロ、第二条の四の二第二号ロ、第二条の六の二第二号ロ及び第二条の十二の三第五号において「新株予約権証券等」という。） 次に掲げるすべての要件に該当する場合イ 当該新株予約権証券等に表示された権利の行使により取得され、引き受けられ、又は転換されることとなる株券の発行者並びに当該株券及び新株予約権証券がそれぞれ前号イ及びロに掲げる要件に該当すること。

ロゝニ (略)

三 (略)

（取得勧誘において特定投資家等以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合等）

第一条の五の二 (略)

2 法第二条第三項第二号ロ(2)に規定する政令で定める場合は、次の

各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 (略)

二 新株予約権証券等 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ 当該新株予約権証券等及び当該新株予約権証券等に表示された権利の行使により取得され、引き受けられ、又は転換されることとなる株券が前号イに掲げる要件に該当すること。

ロ (略)

三 (略)

(売付け勧誘等において特定投資家等以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合)

第一条の八の二 法第二条第四項第二号ロ(2)に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 (略)

二 新株予約権証券等 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ 当該新株予約権証券等及び当該新株予約権証券等に表示された権利の行使により取得され、引き受けられ、又は転換されることとなる株券が前号イに掲げる要件に該当すること。

ロ (略)

三 (略)

各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 (略)

二 新株予約権証券等 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ 当該新株予約権証券等に表示された権利の行使により取得され、引き受けられ、又は転換されることとなる株券が前号イに掲げる要件に該当すること。

ロ (略)

三 (略)

(売付け勧誘等において特定投資家等以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合)

第一条の八の二 法第二条第四項第二号ロ(2)に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 (略)

二 新株予約権証券等 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ 当該新株予約権証券等に表示された権利の行使により取得され、引き受けられ、又は転換されることとなる株券が前号イに掲げる要件に該当すること。

ロ (略)

三 (略)

(確認書を提出しなければならない会社の範囲等)

第四条の二の五 (略)

2 法第二十四条の四の二第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定において法第二十四条の二第一項において読み替えて準用する法第七條第一項、第九條第一項又は第十條第一項の規定により訂正報告書(法第二十四条の二第一項に規定する訂正報告書をいう。以下この項において同じ。)を提出する場合について法の規定を準用する場合における法第二十四の四の二第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

3 法第二十四条の四の二第五項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定において法第二十四条の四の二第一項又は第二項(これらの規定を同条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)及び第四項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により確認書(法第二十四条の四の二第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。))に規定する確認書をいう。以下同

(確認書を提出しなければならない会社の範囲等)

第四条の二の五 (略)

2 法第二十四条の四の二第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定において法第二十四条の二第一項において読み替えて準用する法第七條第一項、第九條第一項又は第十條第一項の規定により訂正報告書(法第二十四条の二第一項に規定する訂正報告書をいう。以下この項において同じ。)を提出する場合について法の規定を準用する場合における法第二十四の四の二第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

3 法第二十四条の四の二第五項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定において法第二十四条の四の二第一項又は第二項(これらの規定を同条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)及び第四項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により確認書(法第二十四条の四の二第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。))に規定する確認書をいう。以下同

じ。）が提出された場合について法の規定を準用する場合における法第二十四条の四の二第五項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六条	前条第一項及び第十項の規定による届出書類	確認書

4
(略)

(訂正確認書に関する読替え)

第四条の二の六 法第二十四条の四の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定において確認書について法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七条第一項	当該届出書類	当該確認書

じ。）が提出された場合について法の規定を準用する場合における法第二十四条の四の二第五項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六条	前条第一項及び第六項の規定による届出書類	確認書

4
(略)

(訂正確認書に関する読替え)

第四条の二の六 法第二十四条の四の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定において確認書について法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七条	当該届出書類	当該確認書

第九条第一項 第五条第一項及び第十項 確認書	(略) (略)	(略) (略)
---	--	--

2 法第二十四条の四の三第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において法第二十四条の四の三第一項において準用する法第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の規定により確認書の訂正確認書（法第二十四条の四の三第一項に規定する訂正確認書をいう。以下同じ。）が提出された場合について法の規定を準用する場合における法第二十四条の四の三第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第六条 前条第一項及び第十項の規定による届出書類	読み替える法の規定 読み替えられる字句	訂正確認書 読み替える字句
---	--	--

第九条第一項 第五条第一項及び第六項 確認書	(略) (略)	(略) (略)
---	--	--

2 法第二十四条の四の三第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において法第二十四条の四の三第一項において準用する法第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定により確認書の訂正確認書（法第二十四条の四の三第一項に規定する訂正確認書をいう。以下同じ。）が提出された場合について法の規定を準用する場合における法第二十四条の四の三第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第六条 前条第一項及び第六項の規定による届出書類	読み替える法の規定 読み替えられる字句	訂正確認書 読み替える字句
---	--	--

3 法第二十四条の四の三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において法第二十四条の四の三第一項において準用する法第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の規定により外国会社が提出した確認書の訂正確認書を提出する場合について法の規定を準用する場合における法第二十四条の四の三第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

規定	読み替えられる法の読み替えられる字句	第二十四条第八項
		(略)
		(略)
		外国において開示が行われている有価証券報告書等に類する
		訂正確認書に記載すべき事項を記載した

3 法第二十四条の四の三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において法第二十四条の四の三第一項において準用する法第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定により外国会社が提出した確認書の訂正確認書を提出する場合について法の規定を準用する場合における法第二十四条の四の三第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

規定	読み替えられる法の読み替えられる字句	第二十四条第八項
		(略)
		(略)
		外国において開示（当該外国の法令（外国金融商品市場を開設する者その他の内閣府令で定める者の規則を含む。）に基づいて当該外国において公衆の縦覧に供されることをいう。第二十四条の四の七
		訂正確認書に記載すべき事項を記載した

(略)		(略)	
(略)	(略)		(略)
(略)	(略)		

(内部統制報告書を提出しなければならない会社の範囲等)
 第四条の二の七 (略)

2 法第二十四条の四の四第五項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)において法第二十四条の四の四第一項又は第二項(これらの規定を同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。)及び法第二十四条の四の四第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により内部統制報告書(法第二十四条の四の四第一項に規定する内部統制報告書をいう。以下同じ。)及びその添付書類が提出された場合について法の規定を準用する場合における同条第五項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)		(略)	第六項及び第二十四条の五第七項において同じ。)が行われている有価証券報告書等に類する
(略)	(略)		

(内部統制報告書を提出しなければならない会社の範囲等)
 第四条の二の七 (略)

2 法第二十四条の四の四第五項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)において法第二十四条の四の四第一項又は第二項(これらの規定を同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。)及び法第二十四条の四の四第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により内部統制報告書(法第二十四条の四の四第一項に規定する内部統制報告書をいう。以下同じ。)及びその添付書類が提出された場合について法の規定を準用する場合における同条第五項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

3
(略)

規定	読み替える法の規定
第六条	前条第一項及び第十項の規定による届出書類
	読み替える字句
	内部統制報告書及びその添付書類

(訂正内部統制報告書に関する読替え)

第四条の二の八 法第二十四条の四の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において内部統制報告書及びその添付書類について法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	第七条第一項
読み替えられる字句	届出書類
読み替える字句	内部統制報告書及びその添付書類
	内部統制報告書及びその添

3
(略)

規定	読み替える法の規定
第六条	前条第一項及び第六項の規定による届出書類
	読み替える字句
	内部統制報告書及びその添付書類

(訂正内部統制報告書に関する読替え)

第四条の二の八 法第二十四条の四の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において内部統制報告書及びその添付書類について法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	第七条
読み替えられる字句	届出書類
読み替える字句	内部統制報告書及びその添付書類
	内部統制報告書及びその添

		十項
(略)	(略)	
(略)	(略)	付書類

2

法第二十四条の四の五第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において法第二十四条の四の五第一項において準用する法第七条第一項、第九条第一項又は第十條第一項の規定により内部統制報告書又はその添付書類について訂正報告書（法第二十四条の四の五第一項に規定する訂正報告書という。以下この条及び次条において同じ。）が提出された場合について法の規定を準用する場合における法第二十四条の四の五第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六条	前条第一項及び第十項の規定による届出書類	当該訂正報告書

3

法第二十四条の四の五第三項（法第二十七条において準用する場合

(略)	(略)		十項	付書類
	(略)	(略)		
	(略)	(略)		

		六項
(略)	(略)	
(略)	(略)	付書類

2 法第二十四条の四の五第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において法第二十四条の四の五第一項において準用する法第七條、第九條第一項又は第十條第一項の規定により内部統制報告書又はその添付書類について訂正報告書（法第二十四条の四の五第一項に規定する訂正報告書をいう。以下この条及び次条において同じ。）が提出された場合について法の規定を準用する場合における法第二十四条の四の五第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六條	前条第一項及び第六項の規定による届出書類	当該訂正報告書

3 法第二十四条の四の五第三項（法第二十七条において準用する場合

(略)	(略)		六項	付書類
	(略)	(略)		
	(略)	(略)		

合を含む。以下この項において同じ。）において法第二十四条の四の五第一項において読み替えて準用する法第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の規定により外国会社が提出した内部統制報告書の訂正報告書を提出する場合について法の規定を準用する場合における法第二十四条の四の五第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十四条第八項	(略)	(略)
	外国において開示が行われている有価証券報告書等に類する	訂正報告書に記載すべき事項を記載した

合を含む。以下この項において同じ。）において法第二十四条の四の五第一項において読み替えて準用する法第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定により外国会社が提出した内部統制報告書の訂正報告書を提出する場合について法の規定を準用する場合における法第二十四条の四の五第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十四条第八項	(略)	(略)
	外国において開示（当該外国の法令（外国金融商品市場を開設する者その他の内閣府令で定める者の規則を含む。）に基づいて当該外国において公衆の縦覧に供されることをいう。第六項及び第二十四条の七	訂正報告書に記載すべき事項を記載した

読み替える法の規定		
		(略)
読み替える字句		(略)

(四半期報告書を提出しなければならない会社の範囲等)
 第四条の二十 (略)
 254 (略)
 5 法第二十四条の四の七第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。)において四半期報告書(法第二十四条の四の七第一項に規定する四半期報告書をいう。以下同じ。)について法の規定を準用する場合における法第二十四条の四の七第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定		
		(略)
読み替える字句		(略)

(四半期報告書を提出しなければならない会社の範囲等)
 第四条の二十 (略)
 254 (略)
 5 法第二十四条の四の七第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。)において四半期報告書(法第二十四条の四の七第一項に規定する四半期報告書をいう。以下同じ。)について法の規定を準用する場合における法第二十四条の四の七第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

条の五第七項において同じ。)が行われている有価証券報告書等に類する

第九条第一項		第五条第一項及び第 十項	(略)
6 (略)		(略)	
7 法第二十四条の四の七第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において法第二十四条の四の七第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定により四半期報告書が提出された場合及び法第二十四条の四の七第四項において準用する法第七條第一項、第九条第一項又は第十条第一項の規定により当該報告書の訂正報告書が提出された場合について法の規定を準用する場合における法第二十四条の四の七第五項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。			
規定	読み替える法の 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六条	前条第一項及び第 十項の規定による届出 書類	当該四半期報告書及び訂正 報告書	

第九条第一項		第五条第一項及び第 六項	(略)
6 (略)		(略)	
7 法第二十四条の四の七第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において法第二十四条の四の七第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定により四半期報告書が提出された場合及び法第二十四条の四の七第四項において準用する法第七條第一項又は第十条第一項又は第十条第一項の規定により当該報告書の訂正報告書が提出された場合について法の規定を準用する場合における法第二十四条の四の七第五項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。			
規定	読み替える法の 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六条	前条第一項及び第 六項の規定による届出 書類	当該四半期報告書及び訂正 報告書	

8 (略)		9 法第二十四条の四の七第十一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において法第二十四条の四の七第四項において読み替えて準用する法第七條第一項、第九條第一項又は第十條第一項の規定により報告書提出外国会社が提出した外国会社四半期報告書（法第二十四条の四の七第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する外国会社四半期報告書をいう。）及びその補足書類（法第二十四条の四の七第七項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する補足書類をいう。）の訂正報告書を提出する場合について法の規定を準用する場合における法第二十四条の四の七第十一項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。		
読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第二十四条の四の七第六項	第一項の規定により四半期報告書を提出しなければならない報告書提出外国会社
			第四項において読み替えて準用する第七條第一項、第九條第一項又は第十條第一項の規定により報告書提出外国会社	報告書提出外国会社四半期報告書及びその補
			第四項において読み替えて準用する第七條第一項、第九條第一項又は第十條第一項の規定により報告書提出外国会社	報告書提出外国会社四半期報告書及びその補

8 (略)		9 法第二十四条の四の七第十一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において法第二十四条の四の七第四項において読み替えて準用する法第七條、第九條第一項又は第十條第一項の規定により報告書提出外国会社が提出した外国会社四半期報告書（法第二十四条の四の七第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する外国会社四半期報告書をいう。）及びその補足書類（法第二十四条の四の七第七項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する補足書類をいう。）の訂正報告書を提出する場合について法の規定を準用する場合における法第二十四条の四の七第十一項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。		
読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第二十四条の四の七第六項	第一項の規定により四半期報告書を提出しなければならない報告書提出外国会社
			第四項において読み替えて準用する第七條、第九條第一項又は第十條第一項の規定により報告書提出外国会社	報告書提出外国会社四半期報告書及びその補足書類
			第四項において読み替えて準用する第七條、第九條第一項又は第十條第一項の規定により報告書提出外国会社	報告書提出外国会社四半期報告書及びその補足書類

				足書類の訂正報告書を提出 しなければならぬ報告書 提出外国会社	
(略)	(略)	(略)		(略)	

(四半期報告書に係る確認書に関する読替え)

第四条の二の十一 法第二十四条の四の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において法第二十四条の四の七第一項又は第二項の規定により四半期報告書を提出する場合及び同条第四項において読み替えて準用する法第七條第一項、第九條第一項又は第十條第一項の規定により訂正報告書を提出する場合について法の規定を準用する場合における法第二十四条の四の八第一項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	読み替える法の規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句
-----	-----------	-----	-----------	-----	---------

				の訂正報告書を提出しなければならぬ報告書提出外国会社	
(略)	(略)	(略)		(略)	

(四半期報告書に係る確認書に関する読替え)

第四条の二の十一 法第二十四条の四の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において法第二十四条の四の七第一項又は第二項の規定により四半期報告書を提出する場合及び同条第四項において読み替えて準用する法第七條、第九條第一項又は第十條第一項の規定により訂正報告書を提出する場合について法の規定を準用する場合における法第二十四条の四の八第一項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	読み替える法の規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句
-----	-----------	-----	-----------	-----	---------

(半期報告書に係る確認書に関する読替え)

第四条の二の十三 法第二十四条の五の二第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において法第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により半期報告書を提出する場合及び法第二十四条の五第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において読み替えて準用する法第七條第一項、第九條第一項又は第十條第一項の規定により訂正報告書（法第二十四条の五第五項に規定する訂正報告書をいう。）を提出する場合について法の規定を準用する場合における法第二十四条の五の二第一項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

(親会社等状況報告書の訂正に関する読替え)

第四条の六 法第二十四条の七第一項に規定する親会社等状況報告書

(半期報告書に係る確認書に関する読替え)

第四条の二の十三 法第二十四条の五の二第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において法第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により半期報告書を提出する場合及び法第二十四条の五第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において読み替えて準用する法第七條、第九條第一項又は第十條第一項の規定により訂正報告書（法第二十四条の五第五項に規定する訂正報告書をいう。）を提出する場合について法の規定を準用する場合における法第二十四条の五の二第一項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

(親会社等状況報告書の訂正に関する読替え)

第四条の六 法第二十四条の七第一項に規定する親会社等状況報告書

について、同条第三項において法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

規定	読み替える法の読み替えられる字句	読み替える字句
法第九条第一項	第五項若しくは第七項	親会社等状況報告書若しくは第七項の規定による訂正報告書
	第十項若しくは第七項	親会社等状況報告書若しくは第七項の規定による訂正報告書
	第一項の規定による届出書類	

(幹事会社となる有価証券の元引受け)

第十五条 法第二十八条第一項第三号イに規定する政令で定めるものは、元引受契約(有価証券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘(法第四条第三項第一号に規定する特定投資家向け取得勧誘をいう。以下同じ。))若しくは特定投資家向け売付け勧誘等(法第二条第六項に規定する特定投資家向け売付け勧誘等をいう。以下同じ。))に際して締結する次の各号のいずれかの契約をいう。(一)の締結に際し、有価証券の発行者又は所有者(金融商品取引業者及び登録金融機関(法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。以下同じ。))を除く。以下この条及び第十七条の三第三号において同じ。))と当該元引受契約の内容を確定するための協議を行うも

について、同条第三項において法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

規定	読み替える法の読み替えられる字句	読み替える字句
法第九条第一項	第五項若しくは第七項	親会社等状況報告書若しくは第七項の規定による訂正報告書
	条の規定による届出書類	報告書

(幹事会社となる有価証券の元引受け)

第十五条 法第二十八条第一項第三号イに規定する政令で定めるものは、元引受契約(有価証券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘(法第四条第三項第一号に規定する特定投資家向け取得勧誘をいう。以下同じ。))若しくは特定投資家向け売付け勧誘等(法第二条第六項に規定する特定投資家向け売付け勧誘等をいう。以下同じ。))に際して締結する契約であつて、当該有価証券を取得させることを目的として当該有価証券の発行者若しくは所有者(金融商品取引業者及び登録金融機関(法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。以下同じ。))を除く。以下この条において同じ。))から当該有価証券の全部若しくは一部を取得し、又は当該有価証

ので内閣府令で定めるものとする。

一 当該有価証券を取得させることを目的として当該有価証券の全部又は一部を発行者又は所有者から取得することを内容とする契約

二 当該有価証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者がない場合にその残部を発行者又は所有者から取得することを内容とする契約

三 当該有価証券が新株予約権証券（法第二十八条第七項第三号に規定する新株予約権証券をいう。以下この号及び第十七条の第三号ハにおいて同じ。）である場合において、当該新株予約権証券を取得した者が当該新株予約権証券の全部又は一部につき新株予約権（同項第三号に規定する新株予約権をいう。以下この号及び同条第三号ハにおいて同じ。）を行使しないときに当該行使しない新株予約権に係る新株予約権証券を発行者又は所有者から取得して自己又は第三者が当該新株予約権を行使することを内容とする契約

（登録の申請に係る使用人）

第十五条の四 法第二十九条の二第一項第四号並びに第二十九条の四

券の全部若しくは一部につき他にこれを取得する者がない場合にその残部を発行者若しくは所有者から取得することを内容とするものをいう。）の締結に際し、有価証券の発行者又は所有者と当該元引受契約の内容を確定するための協議を行うもので内閣府令で定めるものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

（登録の申請に係る使用人）

第十五条の四 法第二十九条の二第一項第四号並びに第二十九条の四

第一項第二号及び第三号に規定する政令で定める使用人は、法第二十九条の登録を受けようとする者の使用人で次の各号のいずれかに該当する者とする。

一・二 (略)

(削る)

(金融商品取引業者の最低資本金の額等)

第十五条の七 法第二十九条の四第一項第四号(法第三十一条第五項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一・二 (略)

三 第一種金融商品取引業又は投資運用業(適格投資家向け投資運用業(法第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業をいう。以下同じ。)を除く。)を行おうとする場合(前二号に掲げる場合を除く。) 五千万円

四 (略)

五 適格投資家向け投資運用業を行おうとする場合(第一号から第三号までに掲げる場合を除く。) 千万円

2 (略)

第一項第二号及び第三号に規定する政令で定める使用人は、法第二十九条の登録を受けようとする者の使用人で次の各号のいずれかに該当する者とする。

一・二 (略)

三 投資助言・代理業(法第二十八条第三項に規定する投資助言・代理業をいう。以下同じ。)に関し、法第二十九条の二第一項第六号の営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者

(金融商品取引業者の最低資本金の額等)

第十五条の七 法第二十九条の四第一項第四号(法第三十一条第五項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一・二 (略)

三 第一種金融商品取引業又は投資運用業を行おうとする場合(前二号に掲げる場合を除く。) 五千万円

四 (略)

(新設)

2 (略)

（適格投資家向け投資運用業における権利者の範囲）

第十五条の十の二 法第二十九条の五第一項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法第二条第八項第十二号イに掲げる契約の相手方である登録投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十三項に規定する登録投資法人をいう。）の投資法人債権者（同法第三百二十九条の三第一項第七号に規定する投資法人債権者をいう。）

二 法第二条第八項第十二号ロに掲げる契約の相手方である外国投資法人の投資主（外国投資法人の社員をいう。）及び外国投資法人債権者（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する外国投資証券で投資法人債券に類する証券に表示される権利を有する者をいう。）

（適格投資家向け投資運用業における全ての運用財産の総額）

第十五条の十の三 法第二十九条の五第一項第二号に規定する政令で定める金額は、二百億円とする。

（適格投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ない私募の取扱い）

第十五条の十の四 法第二十九条の五第二項に規定する政令で定めるものは、当該有価証券の発行者と当該有価証券の取得勧誘に応じて当該有価証券を取得しようとする者（以下この条において「取得者」という。）との間及び当該取得勧誘を行う者と当該取得者との間

（新設）

（新設）

（新設）

において、当該取得者が取得した有価証券を適格投資家（法第二十九條の五第三項に規定する適格投資家をいう。）以外の者に譲渡を行わない旨その他の内閣府令で定める事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として行われるものとする。

（金融商品取引業者と密接な関係を有する者）

第十五條の十の五 法第二十九條の五第三項に規定する金融商品取引業者（法第二十九條の登録を受けようとする者を含む。）と密接な関係を有する者として政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該金融商品取引業者の役員（法第二十九條の二第一項第三号に規定する役員をいう。）
- 二 当該金融商品取引業者の使用人で第十五條の四各号のいずれかに該当する者
- 三 当該金融商品取引業者の親会社等（第十五條の十六第三項に規定する親会社等をいう。）

（投資事業に係る財産の運用を行う者）

第十五條の十の六 法第二十九條の五第四項第二号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 金融商品取引業者等（投資運用業を行う者に限る。）
- 二 外国の法令に準拠して設立された法人で外国において投資運用業を行う者（前号に掲げる者を除く。）

（新設）

（新設）

(営業保証金の額)

第十五条の十二 法第三十一条の二第二項に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 投資助言・代理業(法第二十八条第三項に規定する投資助言・代理業をいう。以下同じ。)のみを行う者 五百万円

(対象契約が継続的契約である場合における技術的読替え)

第十五条の二十四 法第三十四条の三第四項第二号の対象契約が投資顧問契約(法第二条第八項第十一号に規定する投資顧問契約をいう。以下同じ。)又は投資一任契約である場合における法第三十四条の三第四項の規定の適用については、同項中「この法律(第二十九条の五第三項及びこの款を除く。)の規定の適用については、当該申出者は、特定投資家とみなす」とあるのは、「この法律(第二十九条の五第三項、この款及び第四十五条(第三号及び第四号に係る部分に限る。))を除く。」の規定の適用については、当該申出者は、特定投資家とみなし、第四十五条(第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当該申出者は、期限日(当該申出者が期限日以前に行う第七項に規定する更新申出について、金融商品取引業者等が第二項の規定による承諾をし、かつ、当該申出者が同項の規定による書面による同意をした場合には、当該更新申出に係る期限日)までの間に限り、特定投資家とみなす」とする。

(営業保証金の額)

第十五条の十二 法第三十一条の二第二項に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 投資助言・代理業のみを行う者 五百万円

(対象契約が継続的契約である場合における技術的読替え)

第十五条の二十四 法第三十四条の三第四項第二号の対象契約が投資顧問契約(法第二条第八項第十一号に規定する投資顧問契約をいう。以下同じ。)又は投資一任契約である場合における法第三十四条の三第四項の規定の適用については、同項中「この法律(この款を除く。)の規定の適用については、当該申出者は、特定投資家とみなす」とあるのは、「この法律(この款及び第四十五条(第三号及び第四号に係る部分に限る。))を除く。」の規定の適用については、当該申出者は、特定投資家とみなし、第四十五条(第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当該申出者は、期限日(当該申出者が期限日以前に行う第七項に規定する更新申出について、金融商品取引業者等が第二項の規定による承諾をし、かつ、当該申出者が同項の規定による書面による同意をした場合には、当該更新申出に係る期限日)までの間に限り、特定投資家とみなす」とする。

2

法第三十四条の四第六項において準用する法第三十四条の三第四項第二号の対象契約が投資顧問契約又は投資一任契約である場合における同項の規定の適用については、同項中「この法律（第二十九条の五第三項及びこの款を除く。）の規定の適用については、当該申出者は、特定投資家とみなす」とあるのは、「この法律（第二十九条の五第三項、この款及び第四十五条（第三号及び第四号に係る部分に限る。）を除く。）の規定の適用については、当該申出者は、特定投資家とみなし、第四十五条（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該申出者は、期限日（当該申出者が期限日以前に行う第七項に規定する更新申出について、金融商品取引業者等が次条第二項の規定による書面の交付及び確認並びに同条第六項において準用する第二項の規定による承諾をし、かつ、当該申出者が同項の規定による書面による同意をした場合には、当該更新申出に係る期限日）までの間に限り、特定投資家とみなす」とする。

（運用権限を委託することができる者）

第十六条の十二 法第四十二条の三第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 （略）

二 外国の法令に準拠して設立された法人で外国において投資運用業を行う者（法第二十九条の二第一項第五号に規定する業務の種類のうち、投資助言・代理業以外のものについて法第二十九条の

2

法第三十四条の四第六項において準用する法第三十四条の三第四項第二号の対象契約が投資顧問契約又は投資一任契約である場合における同項の規定の適用については、同項中「この法律（この款を除く。）の規定の適用については、当該申出者は、特定投資家とみなす」とあるのは、「この法律（この款及び第四十五条（第三号及び第四号に係る部分に限る。）を除く。）の規定の適用については、当該申出者は、特定投資家とみなし、第四十五条（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該申出者は、期限日（当該申出者が期限日以前に行う第七項に規定する更新申出について、金融商品取引業者等が次条第二項の規定による書面の交付及び確認並びに同条第六項において準用する第二項の規定による承諾をし、かつ、当該申出者が同項の規定による書面による同意をした場合には、当該更新申出に係る期限日）までの間に限り、特定投資家とみなす」とする。

（運用権限を委託することができる者）

第十六条の十二 法第四十二条の三第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 （略）

二 外国の法令に準拠して設立された法人で外国において投資運用業を行う者（法第二十九条の登録を受けた者を除く。）

登録を受けた者を除く。）

（国内にある者を相手方として有価証券関連業に係る行為を行うことができる場合）

第十七条の三 法第五十八条の二ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合（特定投資家向け有価証券について、一般投資家（法第四十条の四に規定する一般投資家をいう。以下この条において同じ。）を相手方として法第二条第八項第一号から第四号まで又は第十号に掲げる行為を行う場合（当該特定投資家向け有価証券に関して開示が行われている場合、一般投資家に対する勧誘に基づかないで一般投資家のために売付けの媒介を行う場合その他投資者の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合を除く。）を除く。）とする。

一・二 （略）

三 外国証券業者が、内閣府令で定めるところにより、その行う有価証券の引受けの業務のうち元引受契約（有価証券の募集、私募若しくは売出し又は特定投資家向け売付け勧誘等）に際して締結する次のいずれかの契約をいう。次条において同じ。）の内容を確定するための協議のみを当該元引受契約に係る有価証券の発行者又は所有者と国内において行う場合（当該有価証券の売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等又は当該有価証券の募集、私募若しくは売出しの取扱い若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いが国内において行われる場合を除く。）

（国内にある者を相手方として有価証券関連業に係る行為を行うことができる場合）

第十七条の三 法第五十八条の二ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合（特定投資家向け有価証券について、一般投資家（法第四十条の四に規定する一般投資家をいう。以下この条において同じ。）を相手方として法第二条第八項第一号から第四号まで又は第十号に掲げる行為を行う場合（当該特定投資家向け有価証券に関して開示が行われている場合、一般投資家に対する勧誘に基づかないで一般投資家のために売付けの媒介を行う場合その他投資者の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合を除く。）を除く。）とする。

一・二 （略）

三 外国証券業者が、内閣府令で定めるところにより、その行う有価証券の引受けの業務のうち元引受契約（有価証券の募集、私募若しくは売出し又は特定投資家向け売付け勧誘等）に際して締結する契約であつて、当該有価証券を取得させることを目的として当該有価証券の発行者若しくは所有者（金融商品取引業者及び登録金融機関を除く。以下この号において同じ。）から当該有価証券の全部若しくは一部を取得し、又は当該有価証券の全部若しくは一部につき他にこれを取得する者がいない場合にその残部を発行者若しくは所有者から取得することを内容とするものをいう。次条

イ 当該有価証券を取得させることを目的として当該有価証券の全部又は一部を発行者又は所有者から取得することを内容とする契約	ロ 当該有価証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者がいない場合にその残部を発行者又は所有者から取得することを内容とする契約	ハ 当該有価証券が新株予約権証券である場合において、当該新株予約権証券を取得した者が当該新株予約権証券の全部又は一部につき新株予約権を行使しないときに当該行使しない新株予約権に係る新株予約権証券を発行者又は所有者から取得して自己又は第三者が当該新株予約権を行使することを内容とする契約
（企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任）		
第三十九条 長官権限のうち次に掲げるものは、内国会社（国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。以下この条、第四十一条の二及び第四十四条の三第一項において同じ。）に関するものにあ		

において同じ。）の内容を確定するための協議のみを当該元引受契約に係る有価証券の発行者又は所有者と国内において行う場合（当該有価証券の売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等又は当該有価証券の募集、私募若しくは売出しの取扱い若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いが国内において行われる場合を除く。）	（新設）	（新設）
（企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任）		
第三十九条 長官権限のうち次に掲げるものは、内国会社（国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。以下この条、第四十一条の二及び第四十四条の三第一項において同じ。）に関するものにあ		

つては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に、内国会社以外の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一 法第四条第六項（法第二十三条の八第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による通知書（内閣府令で定めるものを除く。）、法第二十三条の八第一項及び第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録追補書類及びその添付書類並びに法第二十五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類に係るものに限る。）の受理

二（略）

2 長官権限のうち次に掲げるものは、資本金の額、基金の総額若しくは出資の総額（その成立前にあつては、成立後の資本金の額、基金の総額又は出資の総額をいう。第四十一条の二第二項及び第四十四条の三第一項において同じ。）が五十億円未満の内国会社又はその発行するいずれの有価証券も金融商品取引所に上場されていない内国会社（内閣府令で定めるものを除く。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に、その他の者に関するものにあつては関東財

つては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に、内国会社以外の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一 法第四条第六項（法第二十三条の八第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による通知書（内閣府令で定めるものを除く。）、法第二十三条の八第一項及び第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録追補書類及びその添付書類並びに法第二十五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類に係るものに限る。）の受理

二（略）

2 長官権限のうち次に掲げるものは、資本金の額、基金の総額若しくは出資の総額（その成立前にあつては、成立後の資本金の額、基金の総額又は出資の総額をいう。第四十一条の二第二項及び第四十四条の三第一項において同じ。）が五十億円未満の内国会社又はその発行するいずれの有価証券も金融商品取引所に上場されていない内国会社（内閣府令で定めるものを除く。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に、その他の者に関するものにあつては関東財

務局長に委任する。

一 法第五条第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第十項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書及びその添付書類、法第五条第六項及び第七項（これらの規定を法第七条第二項、第九条第二項及び第十条第二項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による書類及びその補足書類、法第二十三条の第三項及び第二項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録書及びその添付書類、法第二十三条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録取下届出書、法第二十三条の三第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項及び第三項（これらの規定を同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書及びその添付書類、法第二十四条第一項ただし書（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。第十三号において同じ。）の規定に基づく第四条第一項（第四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による承認申請書及びその添付書類、第四条第三項（第四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による書類、法第二十四条第八項及び第

務局長に委任する。

一 法第五条第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書及びその添付書類、法第二十三条の三第一項及び第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録書及びその添付書類、法第二十三条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録取下届出書、法第二十三条の三第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項及び第三項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書及びその添付書類、法第二十四条第一項ただし書（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。第十三号において同じ。）の規定に基づく第四条第一項（第四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による承認申請書及びその添付書類、第四条第三項（第四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による書類、法第二十四条第八項及び第九項（法第二十四条の二第四項、第二十四条の四の二第六項（法第二十四条の四の八第一項及び第二十四条の五の二第一項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の三第三項（法第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項に

九項（これらの規定を法第二十四条の二第四項、第二十四条の四の二第六項（法第二十四条の四の八第一項及び第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の三第三項（法第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の四第六項、第二十四条の四の五第三項及び第二十四条の七第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による書類及びその補足書類、法第二十四条第十三項（法第二十四条の四の二第六項（法第二十四条の四の八第一項及び第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の二第六項及び第二十四条の七第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による書類及びその補足書類、法第二十四条第十三項（法第二十四条の四の二第六項及び第二十四条の七第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による書類、法第二十四条第十四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による書類、法第二十四条第十四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による報告書代替書面、法第二十四条の四の二第二項及び第二項（これらの規定を同条第三項（同条第四項、法第二十四条の四の八第一項及び第二十四条の五の二第一項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の二第四項（法第二十四条の四の八第一項及び第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の二第二項及び第二十四條の五の二第一項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による確

において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の四第六項、第二十四条の四の五第三項及び第二十四条の七第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による書類及びその補足書類、法第二十四条第十三項（法第二十四条の四の二第六項（法第二十四条の四の八第一項及び第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の二第六項及び第二十四条の七第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による書類、法第二十四条第十四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による報告書代替書面、法第二十四条の四の二第一項及び第二項（同条第三項（同条第四項、法第二十四条の四の八第一項及び第二十四条の五の二第一項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の二第四項（法第二十四条の四の八第一項及び第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の二第二項及び第二十四條の五の二第一項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による確認書、法第二十四条の四の四第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条の四の四第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による内部統制報告書及びその添

認書、法第二十四条の四の四第一項及び第二項（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条の四の四第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による内部統制報告書及びその添付書類、法第二十四条の四の七第一項及び第二項（これらの規定を同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による四半期報告書、法第二十四条の四の七第六項及び第七項（これらの規定を同条第十一項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による外国会社四半期報告書及びその補足書類並びにこれらの訂正報告書、法第二十四条の四の七第十項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による四半期報告書、法第二十四条の四の七第十二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による四半期代替書面、法第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による半期報告書、法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による臨時報告書、法第二十四条の五第七項及び第八項（これらの規定を同条第十二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの訂正報告書、法第二十四条の五第十一項（法第二十七条において準用する

付書類、法第二十四条の四の七第一項及び第二項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による四半期報告書、法第二十四条の四の七第六項及び第七項（同条第十一項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による外国会社四半期報告書及びその補足書類並びにこれらの訂正報告書、法第二十四条の四の七第十項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による四半期報告書、法第二十四条の四の七第十二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による四半期代替書面、法第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による半期報告書、法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による臨時報告書、法第二十四条の五第七項及び第八項（同条第十二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの訂正報告書、法第二十四条の五第十一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による半期報告書、法第二十四条の五第十三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による半期代替書面、法第二十四条の五第十五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による臨時代替書面、法第二十四条の六第一項の規定による自己株券買付状況報告書、法第二十五条第四項の規定

場合を含む。)の規定による半期報告書、法第二十四条の五第十三項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による半期代替書面、法第二十四条の五第十五項(同条第十九項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による外国会社臨時報告書、法第二十四条の五第二十項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による臨時代替書面、法第二十四条の六第一項の規定による自己株券買付状況報告書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類(前項第一号に掲げるものを除く。)並びに法第百九十三条の二第六項の規定による書類(内閣府令で定めるものに限る。)の受理

一の二 (略)

一の三 法第五条第九項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による通知及び当該通知に係る聴聞

二・三 (略)

四 法第九条第三項(法第十条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による効力発生期間の指定

五 法第九条第四項(法第十条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)において準用する法第八条第三項の規定による効力発生期間の指定及び効力を生ずる旨の通知

六 (略)

による申請に係る書類(前項第一号に掲げるものを除く。)並びに法第百九十三条の二第六項の規定による書類(内閣府令で定めるものに限る。)の受理

一の二 (略)

(新設)

二・三 (略)

四 法第九条第二項(法第十条第二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による効力発生期間の指定

五 法第九条第三項(法第十条第二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)において準用する法第八条第三項の規定による効力発生期間の指定及び効力を生ずる旨の通知

六 (略)

七 法第十條第四項（法第二十七條において準用する場合を含む。

）及び第二十三條の十第四項（同條第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七條において準用する場合を含む。）の規定による停止命令の解除

八 十三 （略）

十三の二 法第二十四條第十二項（法第二十四條の四の二第六項（

法第二十四條の四の八第一項及び第二十四條の五の二第一項において準用する場合を含む。）、第二十四條の四の四第六項及び第二十四條の七第五項（同條第六項において準用する場合を含む。

）において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七條において準用する場合を含む。）、第二十四條の四の七第九項（法第二十七條において準用する場合を含む。）並びに第二十四條の五第十項及び第十七項（これらの規定を法第二十七條において準用する場合を含む。）の規定による通知及び当該通知に係る聴聞

十四 十九 （略）

3 長官権限のうち次に掲げるものは、提出子会社が有価証券報告書を提出する財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

一 （略）

二 法第二十四條の七第三項（同條第六項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七條において準用する場合を含む。）において準用する法第七條第一項、第九條第一項及び第十條第一項の規定による前号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務支局長に提出されたものの訂正に係る書類（次号において「訂正報告

七 法第十條第三項（法第二十七條において準用する場合を含む。

）及び第二十三條の十第四項（同條第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七條において準用する場合を含む。）の規定による停止命令の解除

八 十三 （略）

十三の二 法第二十四條第十二項（法第二十四條の四の二第六項（

法第二十四條の四の八第一項及び第二十四條の五の二第一項において準用する場合を含む。）、第二十四條の四の四第六項及び第二十四條の七第五項（同條第六項において準用する場合を含む。

）において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七條において準用する場合を含む。）、第二十四條の四の七第九項（法第二十七條において準用する場合を含む。）及び第二十四條の五第十項（法第二十七條において準用する場合を含む。）の規定による通知及び当該通知に係る聴聞

十四 十九 （略）

3 長官権限のうち次に掲げるものは、提出子会社が有価証券報告書を提出する財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

一 （略）

二 法第二十四條の七第三項（同條第六項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七條において準用する場合を含む。）において準用する法第七條、第九條第一項及び第十條第一項の規定による前号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務支局長に提出されたものの訂正に係る書類（次号において「訂正報告書」

告書」という。)の受理

三・四 (略)

4 長官権限のうち、法第七条第一項（法第二十四条の二第一項、第二十四条の四の三第一項（法第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の五第一項、第二十四条の四の七第四項、第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条の六第二項において準用する場合を含む。）、第九条第一項（法第二十四条の二第一項、第二十四条の四の三第一項（法第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の五第一項、第二十七項（法第二十四条の四の八第二項、第二十四条の四の三第一項（法第二十四条の二第一項、第二十四条の四の三第一項（法第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の五第一項、第二十四条の四の七第四項、第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の五第一項、第二十四条の四の七第四項、第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条の六第二項において準用する場合を含む。）、第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合

という。)の受理

三・四 (略)

4 長官権限のうち、法第七条（法第二十四条の二第一項、第二十四条の四の三第一項（法第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の五第一項、第二十四条の四の七第四項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条の六第二項において準用する場合を含む。）、第九条第一項（法第二十四条の二第一項、第二十四条の四の三第一項（法第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の五第一項、第二十七項（法第二十四条の四の八第二項、第二十四条の四の三第一項（法第二十四条の二第一項、第二十四条の四の三第一項（法第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の五第一項、第二十四条の四の七第四項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の五第一項、第二十四条の四の七第四項、第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条の六第二項において準用する場合を含む。）、第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合

を含む。)の規定による第二項第一号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務支局長に提出されたものの訂正に係る書類の受理については、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

5・6 (略)

(金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任)

第四十二条 (略)

2 長官権限のうち次に掲げるもの(登録金融機関、特別金融商品取引業者並びに金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者及び特例業務届出者に係るものを除く。)は、金融商品取引業者若しくは特例業務届出者の本店等又は取引所取引許可業者の国内における代表者の所在地又は住所を管轄する財務局長(当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該金融商品取引業者又は特例業務届出者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長)に委任する。ただし、第十二号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 三 (略)

四 法第三十一条第一項及び第三項、第三十一条の二第三項、第五項及び第八項、第三十一条の四第一項及び第二項、第三十五条第三項及び第六項、第三十七条の三第三項、第四十二条の七第三項、第四十六条の六第一項、第五十条第一項、第五十条の二第一項及び第七項、第六十条の五、第六十条の七、第六十三条第三項及

含む。)の規定による第二項第一号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務支局長に提出されたものの訂正に係る書類の受理については、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

5・6 (略)

(金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任)

第四十二条 (略)

2 長官権限のうち次に掲げるもの(登録金融機関、特別金融商品取引業者並びに金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者及び特例業務届出者に係るものを除く。)は、金融商品取引業者若しくは特例業務届出者の本店等又は取引所取引許可業者の国内における代表者の所在地又は住所を管轄する財務局長(当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該金融商品取引業者又は特例業務届出者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長)に委任する。ただし、第十二号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 三 (略)

四 法第三十一条第一項及び第三項、第三十一条の二第三項、第五項及び第八項、第三十一条の四第一項及び第二項、第三十五条第三項及び第六項、第三十七条の三第三項、第四十二条の七第三項、第四十六条の六第一項、第五十条第一項、第五十条の二第一項及び第七項、第六十条の五、第六十条の七、第六十三条第三項及

び第六項（これらの規定を法第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。）<u>、第六十三條の二第二項、第三項（法第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。）及び第四項並びに第六十三條の三第一項の規定による届出の受理</u> 五〇二十五（略） 三〇七（略） （金融機関に関する権限の財務局長等への委任） 第四十三條（略） 2 長官権限のうち次に掲げるもの（登録金融機関に係るものに限り、金融庁長官の指定する登録金融機関に係るものを除く。）は、登録金融機関の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第六号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。 一 法第三十三條の六第一項及び第三項、第三十七條の三第三項、第四十二條の七第三項、第五十條第一項、第五十條の二第一項及び第七項、第六十三條の三第一項並びに同条第二項において準用する法第六十三條第三項及び第六項並びに第六十三條の二第三項の規定による届出の受理 二〇十六（略） 三〇七（略）	び第六項（法第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。）<u>、第六十三條の二第二項、第三項（法第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。）及び第四項並びに第六十三條の三第一項の規定による届出の受理</u> 五〇二十五（略） 三〇七（略） （金融機関に関する権限の財務局長等への委任） 第四十三條（略） 2 長官権限のうち次に掲げるもの（登録金融機関に係るものに限り、金融庁長官の指定する登録金融機関に係るものを除く。）は、登録金融機関の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第六号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。 一 法第三十三條の六第一項及び第三項、第三十七條の三第三項、第四十二條の七第三項、第五十條第一項、第五十條の二第一項及び第七項、第六十三條の三第一項並びに同条第二項において準用する法第六十三條第六項及び第六十三條の二第三項の規定による届出の受理 二〇十六（略） 三〇七（略）
--	---

附 則

（施行期日）

1 この政令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。